

「京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）設置要綱」改正に係る新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行	改正案
<p>京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）<u>設置</u>要綱</p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）（以下「会議」という。）を<u>設置</u>する。</p> <p><u>(目的)</u></p> <p>第2条 会議は、次の各号に定める事項を<u>審議する</u>ことを目的に<u>設置</u>する。</p> <p>(1) 京都市市民スポーツ振興計画の進捗管理及び助言を行う。</p> <p>(2) スポーツ団体間及び世代間のつながりを形成するための<u>議論</u>を行い、協働型事業を実施するなど、総合的に市民スポーツ振興を図る。</p> <p><u>(組織)</u></p> <p>第3条 <u>会議は、委員12人以内をもって組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。</u></p> <p>3 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム（委員以外も含む。）を<u>置く</u>ことができる。</p> <p><u>(委員の任期)</u></p>	<p>京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）<u>開催</u>要綱</p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>京都市市民スポーツ振興計画の進捗及びスポーツ団体間や世代間のつながりを形成するための協働型事業の実施並びに実施のための支援等について専門的な見地、また市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として京都市スポーツの絆が生きるまち推進会議（スポーツリエゾン京都）（以下「会議」という。）を開催する。</u></p> <p>—(目的)—</p> <p>第2条—会議は、次の各号に定める事項を審議することを目的として開催する。—</p> <p>—(1) 京都市市民スポーツ振興計画の進捗状況について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求める。—</p> <p>—(2) スポーツ団体間及び世代間のつながりを形成するための意見交換を行い、協働型事業の実施を支援していたなど、総合的に市民スポーツ振興を図る。—</p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第2条 <u>会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。</u></p>

現行	改正案
<p>第4条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第5条 <u>会議に委員長を置く。</u></p> <p>2 委員長は、<u>委員の互選により定める。</u></p> <p>3 <u>委員長は、会議を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4</u> 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 会議は、<u>委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、</u>市長が招集する。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となる。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 会議の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室において行う。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の<u>運営</u>に関し必</p>	<p>2 <u>前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、12人以内とする。</u></p> <p>3 <u>市長</u>は、必要があると認めるときは、プロジェクトチーム<u>会議</u>（委員以外も含む。）を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 委員は再任されることができる。</p> <p>(委員長<u>の指名等</u>)</p> <p>第4条 <u>市長は委員のうちから会議の委員長を指名する。</u></p> <p>2 委員長は、<u>会議の進行をつかさどる。</u></p> <p>3 <u>委員長は、会議を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4</u> 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(<u>招集</u>)</p> <p>第5条 会議は、<u>委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの会議は、</u>市長が招集する。</p> <p>2 委員長は、会議の議長となる。</p> <p><u>2</u> <u>市長は</u>、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

現行	改正案
<p>要な事項は、<u>委員長</u>が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年8月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱の改正は、平成25年8月19日から施行する。</p>	<p>(庶務) 第6条 会議の庶務は、文化市民局市民スポーツ振興室において行う。</p> <p>(委任) 第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の<u>開催</u>に関し必要な事項は、<u>文化市民局長</u>が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、平成23年8月19日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱の改正は、平成25年8月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱の改正は、平成25年〇月〇日から施行する。</u></p>